

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口 検索 ※相談日が祝日はお休みです。 相談日 6月8日～7月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	6月22日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	6月28日(火) 13:30～15:30	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	6月15日(水)・7月6日(水) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	7月4日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	6月18日(土)、7月5日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	6月17日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	7月2日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	6月18日(土)、7月2日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までに申し込みください。
健康・生活相談	6月20日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑧

■「マルチ商法」…簡単な儲け話はありません

最近、社会経験の少ない大学生や新社会人の間でマルチ商法のトラブルが増えており、これに関する相談も少なくありません。

マルチ商法とは「簡単に儲かる」と誘って商品の販売組織に加入させ、商品の購入代金を負担させて、その後は会員が販売員となり次々に勧誘し商品を販売、販売額に応じたマージン(紹介料)が得られる仕組みです。ネットワークビジネスとも呼ばれています。

「仕事をしていても簡単に儲けられるネットワークビジネスがあるけれど、始めてみないか」「一緒に自己啓発セミナー・講習会に参加してみないか」などと、友人や学生時代の先輩など、身近な人から誘われることが多く、出かけてみて初めてマルチ商法への勧誘であることがわかるのがほとんどです。身近な人から「簡単に儲けられる」などと勧められて、軽い気持ちで契約してしまうことも多いようですが、実際に儲かるのは、ピラミッド部分の上位者だけです。多くの加入者にとっては高額な借金(金利の高いローン)だけが残ることになります。自分の利益のために身近な友人を勧誘することで、人間関係

を壊し、友人や信用を失ってしまうことになります。

マルチ商法は特定商取引法で規制されており、クーリングオフ期間も20日と、他の販売方法と比べて長く設定されています。一度入会してしまうとなかなか冷静な判断ができなくなってしまうこともあり、家族が心配する声も聞き入れなくなってしまうようです。クーリングオフ期間が過ぎていても、いつでも契約を解除して組織から退会することができます。

お困りの時は北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

北本あんぜん情報 第84号

問くらし安全課交通・防犯担当 (☎594-5522)



防犯情報配信中

北本メールサービスをご利用ください。
登録は右のQRコードから! ➡



犯罪情報の住民提供等に関する協定

3月24日、鴻巣警察署・北本市・北本市自治会連合会の3者により「北本市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。この協定は、住民の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、直ちに注意喚起を行う必要がある情報(殺人、強盗等のうち、連続発生するおそれのあるもの等)を、防災行政無線により提供すること等を定め、犯罪から住民を守ることを目的としています。



マイナンバー制度、便乗詐欺に注意

今年1月から、国の行政機関や地方公共団体等において、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。この制度に便乗した不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする事案が、全国的に発生しています。

■被害にあわないために

マイナンバーの通知や利用、個人番号カード(マイナンバーカード)交付等の手続において、国や地方公共団体等の職員が、次のようなことすることは一切ありません。

- 「口座の暗証番号」、「所得」、「資産」、「家族構成」、「年金情報」、「保険情報」などを聞くこと
- お金やキャッシュカードを要求すること
- ATMの操作をお願いすること

このような電話やメールには絶対に応じず、鴻巣警察署(☎543-0110)または警察相談専用電話(#9110)までご相談ください。

市民ギャラリー

ちよっとプレイク

「近江町市場にて」
高橋光子さん



フォトコスモス

「屏風岩」
長尾キヨさん



満点



「夏の思い出」
峯岸弘さん

「梅雨の頃」
折田裕美さん



北本市短歌連盟

久しぶり霧雨降りてしつとりと
ワインレッドの花垂れて咲く
朝まだき西空に浮く残月は
何を語るか青白く光る
藤棚の花房揺らす風もよし
袖に袂に染む想いせり
山の水湛えて蒼き湖は
写る青菜のひかりはしらす
笑くぼ二つ浮き初めにけり幼児を
抱けば細く目を開けて見る

森川	岩田	相原	川口	大室
和代	けい	千明	泰子	菊枝